

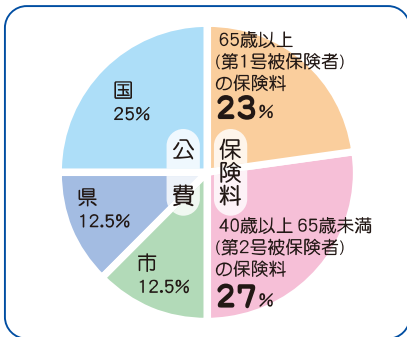
令和6年度介護保険制度改正のお知らせ

令和6年4月10日訂正版
新潟市 福祉部 介護保険課

1. 介護保険料の額と一部の対象要件が変わりました。【令和6年4月から】

介護保険制度を持続的に運営するため、介護保険料は3年ごとに見直しが行われます。急激な高齢化による要介護認定者の増加やサービス利用希望の増加により保険給付に係る費用の増大が見込まれ、令和6年度～令和8年度までに必要な介護サービス費をまかなうため、令和6年度から全段階の保険料額と第6段階以降の対象要件を改訂しました。詳しくは裏面をご覧ください。

◆ 介護保険給付費の財源構成



◆ 介護サービス費などの推移見込み

	65歳以上の方 (第1号被保険者)	介護認定者数	介護サービス費 (保険からの給付)	
令和3年度	233,538人	45,870人	757億円	3年間の合計 2,284億円
令和4年度	234,050人	46,073人	755億円	
令和5年度	234,564人	46,443人	772億円	
令和6年度	235,079人	46,646人	808億円	3年間の合計 2,465億円 (見込み)
令和7年度	235,592人	46,975人	821億円	
令和8年度	235,917人	47,588人	836億円	

● 介護保険のサービスを利用した場合には、1割～3割を利用者が負担し、残りは介護保険から給付されます。サービス費用の財源は、左図のとおり、公費（税金）と保険料で賄われています。

※介護サービス費の令和5年度は見込額です。

2. 居住費・食費の軽減制度が変わります。（負担限度額認定証）【令和6年8月から】

		負担限度額【】はショートステイの場合				第4段階（※）	
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②		
食費		300円(9,000円) 【300円(9,000円)】	390円(11,700円) 【600円(18,000円)】	650円(19,500円) 【1,000円(30,000円)】	1,360円(40,800円) 【1,300円(39,000円)】	1,445円(43,350円)	
居住費	多床室	特養等	0円(0円)	430円(12,900円)	430円(12,900円)	430円(12,900円)	915円(27,450円)
		老健・医療院等	0円(0円)	430円(12,900円)	430円(12,900円)	430円(12,900円)	437円(13,110円)
	従来型個室	特養等	380円(11,400円)	480円(14,400円)	880円(26,400円)	880円(26,400円)	1,231円(36,930円)
		老健・医療院等	550円(16,500円)	550円(16,500円)	1,370円(41,100円)	1,370円(41,100円)	1,728円(51,840円)
	ユニット型個室的多床室	550円(16,500円)	550円(16,500円)	1,370円(41,100円)	1,370円(41,100円)	1,728円(51,840円)	
ユニット型個室	880円(26,400円)	880円(26,400円)	1,370円(41,100円)	1,370円(41,100円)	2,066円(61,980円)		

● 一定要件を満たす方が介護保険施設やショートステイを利用した際の居住費・食費について、利用者負担を軽減する制度です。

● 光熱水費の高騰や在宅で生活する高齢者の負担とのバランスを考慮し、居住費の負担限度額が1日あたり60円引き上げられるものです。

※施設における平均的な費用を勘案して国が定めた基準費用額であり、具体的な負担額は施設との契約により定められますので、施設にご確認ください。

第1号被保険者（65歳以上）の保険料と段階（令和6年度から令和8年度）

段階			R5年度対象要件	R6年度対象要件	R5年度保険料額	R6年度保険料額
第1段階	● 生活保護受給者・中国残留邦人等支援給付受給者			(変更なし)		
	世帯全員が 市民税非課税	● 老齢福祉年金受給者 ● 前年の課税年金収入額及び合計所得金額の合計が	80万円以下	(変更なし)	16,000円 (基準額×0.20)	16,500円 (基準額×0.20)
前年の課税年金収入額及び合計所得金額の合計が		80万円を超え120万円以下	(変更なし)	31,900円 (基準額×0.40)	33,000円 (基準額×0.40)	
前年の課税年金収入額及び合計所得金額の合計が		120万円を超える	(変更なし)	51,800円 (基準額×0.65)	53,700円 (基準額×0.65)	
第2段階	世帯員に 市民税課税者がいるが 本人は市民税非課税	前年の課税年金収入額及び合計所得金額の合計が	80万円以下	(変更なし)	71,700円 (基準額×0.90)	74,300円 (基準額×0.90)
第3段階		前年の課税年金収入額及び合計所得金額の合計が	80万円を超える	(変更なし)	79,600円 (基準額)	82,500円 (基準額)
第4段階	本人が 市民税課税者	前年の合計所得金額が	80万円未満	90万円未満	87,600円 (基準額×1.10)	90,800円 (基準額×1.10)
第5段階		前年の合計所得金額が	80万円以上125万円未満	90万円以上120万円未満	95,600円 (基準額×1.20)	99,000円 (基準額×1.20)
第6段階		前年の合計所得金額が	125万円以上200万円未満	120万円以上210万円未満	103,500円 (基準額×1.30)	107,300円 (基準額×1.30)
第7段階		前年の合計所得金額が	200万円以上250万円未満	210万円以上320万円未満	119,400円 (基準額×1.50)	123,800円 (基準額×1.50)
第8段階		前年の合計所得金額が	250万円以上300万円未満	320万円以上420万円未満	135,400円 (基準額×1.70)	140,300円 (基準額×1.70)
第9段階		前年の合計所得金額が	300万円以上400万円未満	420万円以上520万円未満	143,300円 (基準額×1.80)	156,800円 (基準額×1.90)
第10段階		前年の合計所得金額が	400万円以上500万円未満	520万円以上620万円未満	151,300円 (基準額×1.90)	165,000円 (基準額×2.00)
第11段階		前年の合計所得金額が	500万円以上700万円未満	620万円以上720万円未満	159,200円 (基準額×2.00)	173,300円 (基準額×2.10)
第12段階		前年の合計所得金額が	700万円以上1,000万円未満	720万円以上1,000万円未満	167,200円 (基準額×2.10)	181,500円 (基準額×2.20)
第13段階		前年の合計所得金額が	1,000万円以上	(変更なし)	183,100円 (基準額×2.30)	198,000円 (基準額×2.40)

※ 合計所得金額＝「地方税法上の合計所得金額」－「土地建物の譲渡所得特別控除額」－「公的年金等に係る雑所得（第1～5段階の非課税者のみ）」

- 「地方税法上の合計所得金額」は、各種控除前（損失の繰越控除や土地建物の譲渡所得金額特別控除がある場合はその控除前）の所得金額ですが、第1号被保険者の保険料段階の判定に用いる所得金額は上記※の額を用います。
- 第1～5段階の市民税非課税の方の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した額を用います。ただし、給与及び年金所得双方を有する方に対する所得金額調整控除の適用がある場合は所得金額調整控除の金額を加えてから10万円を控除します。なお、控除後の金額が0円を下回る場合は0円となります。
- 令和5年度分までの保険料算定にあっては、令和3年度から適用されている税制改正前の計算方法で求めた合計所得金額を用います。

保険料のお問い合わせ：各区区役所 区民生活課（中央区は窓口サービス課）